

国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の

選定要領（案）

令和 年 月 日

環境省自然環境局国立公園課

1. 選定方針

平成 14 年 4 月、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）が改正され、生物多様性の確保を旨として自然公園施策を講ずることが国等の責務として追加された。このことを踏まえ、国立・国定公園特別保護地区及び特別地域においては、開発行為の規制等により引き続き動植物の生息地・生育地の適切な保全を進めるとともに、特別保護地区における動植物の捕獲・採取等の規制及び特別地域における指定植物の採取等の規制に加えて、同法第 20 条第 3 項第 13 号の規定に基づき、保護を図ることが必要と認められる動物を指定し、その捕獲等を規制していくことが必要である。特別地域内において捕獲等を規制する動物として環境大臣が指定するもの（以下「指定動物」という。）は、以下の要件等より選定するものとする。

また、選定に当たっては「国立公園における動物の保護に関する基本方針」の趣旨を踏まえるものとする。

2. 前提条件

- ・ 鳥類、哺乳類を除く動物界のいずれかの分類群に属する種（ただし、陸域で生息する種又は亜種（以下、「種」という。）に限る）であること。
- ・ 種として記載され学名が明確である、又は補足資料により明確に特定が可能な未記載種であること。
- ・ 外来種（国内由来の外来種を含む。）でないこと。
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）における国内希少野生動植物種でないこと。（ただし、特定第二種国内希少野生動植物種は除く。）。

3. 選定要件

国立・国定公園特別地域における動物の保護を図るため、鑑賞用として捕獲の対象となりやすい等により、当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある動物であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 環境省又は当該公園が属する都道府県版レッドリスト若しくはレッドデータブック（以下、「レッドリスト等」という。）において、絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN、CR+EN）、Ⅱ類（VU）、準絶滅危惧（NT）、情報不足（DD）又は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）のいずれか（ただし、都道府県版レッドリスト等においては、これらに準ずるカテゴリーを含む）に掲載されていること。
- (2) 以下のうち、いずれか1つを満たしていること（減少要因による要件）
 - ① 捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（以下、捕獲等）により個体数が減少している。
 - ② 今後、捕獲等により個体数が減少するおそれがある。
- (3) 目視又は簡易な手法により野外での種の識別が可能であり、野外で生息確認が可能で、かつ、モニタリングの実現可能性があること。
- (4) 以下のうち、いずれか1つを満たしていること（種の特性による要件）
 - ① 狭域分布種、限界分布種など、分布の特殊性を有する。
 - ② 当該公園に主要な生息地又は繁殖地が存在する。
 - ③ 学術的にみて種又は地域個体群として特に重要な価値を有する。
 - ④ 当該公園の風致景観の構成上、重要な要素として認められる。
- (5) 以下のうち、いずれか1つを満たしていること（指定効果による要件）
 - ① 指定による捕獲等規制により、当該動物の保全上の効果が見込まれる。
 - ② 保全対策が現に実施されている、又は今後実施が見込まれる。

4. 選定単位

原則として、国立・国定公園ごとに種の単位で選定する。ただし、自然科学的、社会的な背景等により、特に詳細な区域分けが必要であることが明らかな場合には、捕獲等規制が必要と考えられる区域ごとに選定するものとする。

5. 留意事項

選定にあつては、必要に応じ特別地域外における個体群の生息状況、保全状況等についても検討を行うものとする。特に局所的に分布する種の選定にあつては、特別地域内での捕獲等規制の実施が他の主要な生息地における個体群存続に支障をきたすおそれの有無について検討を行うこと。さらに、そのおそれがある場合においては保全対策の実施についても検討を行うこと。

6. 指定の見直し及び作業手順

- (1) 指定の見直しは、「国立公園の公園計画等の見直し要領」（平成25年5月17日付け環自国発第1305174号環境省自然環境局長通知）等により実施される国立・国定公園計画の点検等に併せて行うものとする。なお、国立公園

における動物の保護の観点から必要があれば、国立・国定公園計画の点検状況等にかかわらず見直しに着手しても差し支えない。

- (2) 見直し作業の手順については、別紙1及び別紙2のとおりとする。
- (3) 地方環境事務所等又は都道府県が環境本省に対し提出する指定動物リスト（案）の様式及び記入方法については、別紙3のとおりとする。

附則 平成18年4月に定めた「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領」及び「指定動物の選定に係る作業方針」は廃止する。